

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 24 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380092

研究課題名(和文) 再犯予防における保安処分論の意義に関する研究 - 総合的再犯予防策の構築に向けて -

研究課題名(英文) Research on the Significance of security dispositions in prevention of recidivism - For construction of integrated preventive measures -

研究代表者

井上 宜裕 (INOUE, TAKAHIRO)

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：70365005

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)： 刑罰・保安処分の二元主義が採られている国においては、保安処分論に対する理念的批判は現在それほど強くない。しかしながら、とりわけ、保安監置や移動型電子監視といった、個別の保安処分に対する批判は根強く主張され続けている。さらには、保安処分を運用するにあたって、ハード面及びソフト面での資源の不十分さが至るところで露呈している点も指摘されうる。

日本への導入可能性については、現段階では時期尚早の感が否めないが、保安処分は、各国でテロ対策としての活用といった新たな局面を迎えつつあり、この動向も注視していく必要がある。いずれにしても、全面的導入が完全否定かではなく、対象者類型ごとの検討が不可欠である。

研究成果の概要(英文)： In countries where dualism of penalty / measure is adopted, the philosophical criticism against the theory of security disposition is not so strong today. However, criticisms against individual security measures, particularly preventive detention and mobile electronic monitoring, now continue. Furthermore, insufficiency of resources (hardware and software) can be pointed out in the operation of these measures.

Regarding the possibility of introducing security dispositions in Japan, it is premature at this stage. On the other hand, in some countries the security disposition is entering a new phase such as countermeasure against terrorism, and it is necessary to pay close attention to this trend. In any case, it is indispensable to consider possibility to each target.

研究分野：刑法

キーワード：保安処分 再犯予防

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究の前提

本研究は、2011年度から2013年度まで実施した、科研費・基盤研究(C)「保安処分論の総合的検討 - 保安処分の多様化と被害者保護 -」(研究代表者：井上宜裕・課題番号23530079)の知見を踏まえ、それらをさらに発展させようとするものである。

(2) これまでの研究の成果

上記科研費・基盤研究(C)「保安処分論の総合的検討 - 保安処分の多様化と被害者保護 -」で明らかになったのは、大要以下の通りである。

フランスをはじめとする欧州諸国では、近時、被害者保護を1つの根拠として、移動型電子監視や保安監置といった、さまざまな保安処分ないし保安的措置が立法的に導入されてきた。しかしながら、實際上、これらの措置が実効的に被害者保護を担っているという実態は依然確認されえない。

移動型電子監視については、当初の導入時には、同措置のもちうる、再被害の防止や潜在的被害者の保護の点が強調されたが、その後は、同措置の人権制約的・侵害的側面が指摘されている。他方で、移動型電子監視は、ハード面、ソフト面の双方で、実施を困難にするような問題を抱えている。まず、移動型電子監視の実施状況は、地域によって大きく異なる。移動型電子監視に必要な施設の整備、要員の確保が特に地方ではネックとなっている。また、移動型電子監視は、社会内処遇の1つのヴァリエーションである以上、その前提として、環境調整等が重要な位置を占めるが、保安処分として実施される移動型電子監視の対象となるのは比較的的重大な犯罪であり、環境調整が困難を極め、この点も、同措置の積極的活用を妨げる一要因となっている。保安監置については、よりいっそう、その人権侵害的側面が問題視され、同制度自体、見直しを迫られているといえる。

2013年に至っても、移動型電子監視及び保安監置の実施状況は非常に低調で、同制度を導入した立法者意思と実務の間の溝は依然埋まっていないのが現状である。犯罪被害者保護を加害者に対する措置で図ることにはやはり限界がある。今後は、再犯予防の観点から改めて保安処分ないし保安的措置を検証する必要がある。

2. 研究の目的

本研究の目的は、各国で喫緊の課題とされている再犯予防に関して、保安処分による対応が理論上、實際上可能かを総合的に検討し、わが国における保安処分導入の是非を明らかにすることにある。その際、これまで刑罰を前提に議論されていた再犯予防の問題をより広い視角から精査し、再犯予防策全体において保安処分が占めうる地位、役割を精査

する。最終的には、再犯予防の問題を総合的に捕捉すべく、刑罰論と保安処分論を包含する社会的反作用論の全体像を提示することが目標である。

3. 研究の方法

(1) 日本の問題状況の把握

まず、わが国の保安処分をめぐる議論状況を整理する。その際、わが国の保安処分論の中心に位置する触法精神障害者に対する保安処分の是非の検討が出発点となる。そこでは、重大な犯罪行為を行ったものの責任無能力であったために刑罰が科せない者に対する保安的措置が議論の対象とされ、責任能力があれば刑罰、責任能力がなければ保安処分という択一的な二元主義が前提とされていた。このわが国の保安処分論において支配的である択一的な二元主義がどのような射程を有しているのかについて、刑罰と保安処分の併用を前提とする重疊的な二元主義との関係を意識しつつ、検討を行う。その一方で、わが国に既に存在する、触法精神障害者に対して取り得る措置(心神喪失者医療観察法上の指定入院、精神保健福祉法上の措置入院等)につき、運用状況等を確認しつつ、当該措置の保安処分性について吟味し、比較法的分析の前提となる基礎を確立する。併せて、近時の監視強化につながる立法動向についても検討を加え、再犯予防策の全体像の把握に努める。

(2) 比較法研究(フランス)

次に、刑罰と保安処分の併用を視野に入れた重疊的な二元主義を採用するフランス法との比較を行う。まず、フランスにおける触法精神障害者に対して取り得る措置について、その制度枠組み及び具体的な実施体制を把握した上で、実際の運用状況を調査する。これと対比すべく、重大犯罪の多重累犯者のように、刑罰終了後に保安処分が命じられる場合について検討を加える。ここでは、刑罰と保安処分との関係、保安処分と刑法上の諸原理との関係等を中心に、ヨーロッパ人権条約上の観点も念頭に置きつつ、精査する。以上の検討を経て、択一的な二元主義と重疊的な二元主義の共通点及び相違点を明確にした後、再犯予防における保安処分の位置付けを解明する。

(3) 比較法研究(ドイツ)

わが国では、ドイツ刑事法学の影響が非常に強い。フランスとの比較から得られた示唆が、ドイツ刑法学においてどのような位置を占めているのかを念頭に置きつつ、ドイツの議論状況を把握し、これに検討を加える。これには、ドイツ刑事法学の影響を強く受けたわが国の学説に対して本研究がどれだけのインパクトをもつかを検証する意味もある。

(4) 総括的検討

保安処分の多様化の現状及び各保安処分の内容については、既に、上記科研費・基盤研究(C)「保安処分論の総合的検討 - 保安処分の多様化と被害者保護 -」で行っているが、本研究では、再犯予防の視点から、それを発展させる形で、再犯予防策の中で保安処分(保安的措置)が占める位置を明らかにすべく、フランス及びドイツにおける問題状況を比較対照する。

これまでに得られた知見を踏まえて、わが国における再犯予防策として保安処分(保安的措置)を導入することの是非について検討する。その際、従来わが国で展開されてきた二元主義を前提とする保安処分の捉え方を発展的に解消し、刑罰その他の措置との連携も視野に入れつつ、新たな保安処分論の展開を試みる。

4. 研究成果

(1) 2014年度

わが国における保安処分をめぐる議論状況は、依然脆弱であることが改めて確認された。保安処分の本質に関する議論は、かつての刑法改正論争で展開されたものから基本的に進展していないように思われる。とりわけ、刑罰と保安処分の関係について、わが国の議論は、ヨーロッパ諸国が二元主義に基づき、択一的関係から重疊的關係に変異しようとしている状況等に全く対応できていないといわざるをえない。

刑罰と保安処分の併用を視野に入れた重疊的の二元主義を採用するフランスを比較法の素材として検討した結果、保安監置に関して、以下のような状況が判明した。

保安監置をめぐる、件数は少ないながら実際の運用が始まって、これまでの理論的な批判に加えて、さまざまな実際上の問題点が浮き彫りになってきている。例えば、司法監視上の義務を保安監視によって延長した上で、保安監視上の義務違反を根拠に保安監置を適用するという手法に対しては、これまでから、保安監置の遡及適用を否定した憲法院判決の趣旨を潜脱するもので、事実上の遡及適用に他ならないとの批判が向けられてきた。しかし、近時では、これに加えて、保安監置が単なる保安監視上の義務違反の制裁と化しているとする指摘もなされるようになった。特に、収容期間の短さや対象者の少なさと累犯予防プログラムの機能不全との関係等、従来とは異なる分析視角が要求されること等と相まって、全体として保安監置制度に否定的な流れが形成されつつあるようにも見える。

また、国家機関が発する意見書において、繰り返し保安監置の問題点が指摘されていること自体、大きな意味をもつといわなければならない。ときには、廃止まで勧告される状況に至っては、政府もこれを無視し続ける

ことはできないであろう。保安監置の廃止を内容とする法案が政府から提出される気運が高まりつつあるとの見方もできよう。

本研究の目的は、各国で喫緊の課題とされている再犯防止に関して、保安処分による対応が理論上、実際上可能かを総合的に検討し、わが国における保安処分導入の是非を明らかにすることであるが、以上のように、本研究の大前提となる、わが国における理論的脆弱性を既に現段階で浮き彫りにすることができた。その上で、新たな理論的基軸を構成するための比較法的検討にも着手し、刑罰と保安処分の併用を視野に入れた重疊的の二元主義を採用するフランスの議論状況の大半を把握するに至った。

もっとも、フランスにおける保安処分の運用状況については、概略を捕捉することはできたが、各地方による差異まで含めた詳細な調査は今後の補充を要する点ではある。

(2) 2015年度

フランス、ドイツ、または、それ以外の国で保安処分がどのような形で導入され、実施されているかを日本に紹介する文献が散見されるようになったが、依然として、日本における保安処分をめぐる議論状況は脆弱である。ヨーロッパ諸国が、刑罰と保安処分の二元主義に立脚し、その本質を択一的二元主義から重疊的の二元主義に移しつつある状況に対して、日本の議論は、全く対応できていないことが再び確認された。

前年度、フランスにおける重疊的の二元主義について分析を加えたが、今年度は、ドイツの問題状況を検討対象とした。ドイツでは、紆余曲折を経て、事後的保安監置が立法化され、合憲判断が下されるに至った。これにより、ドイツにおいても、フランス同様、刑期満了後の収容の制度化により、保安処分の究極型ともいえる保安監置に関して、刑罰と保安処分の重疊的の二元主義が憲法上是認されたことになる。ドイツの保安監置をめぐる立法過程の検討を通して、保安処分の人権侵害性、及び、保安処分における治療の要否等の問題が浮き彫りとなった。また、監視制度の導入をめぐるドイツの議論状況も、監視制度の有用性と人権侵害性の双方を指摘するもので、ドイツ保安処分論の基本的視座を確認する契機となった。

なお、前年度の残された課題であった、フランスにおける保安処分の実施状況の地域差について、移動型監視は、地方では物的・人的体制の確立が困難で、地方における対象件数の僅少さと相俟ってますます整備が立ち後れている状況を確認することができた。

以上のように、初年度明らかにした、日本における保安処分論の理論的脆弱性を踏まえた上で、今年度は、フランス及びドイツの比較法的検討に取り組み、新たな理論的基軸の構成に着手できた。具体的には、刑罰と保

安処分の二元主義を前提にした両国において、択一的二元主義ではなく、重畳的二元主義にシフトしつつある現状を把握し、その理論的正当性の吟味へと歩を進めるに至った。

前年度の残された課題であった、フランスにおける保安処分の運用状況についても、さらに細部に触れることができた。

もっとも、フランスとドイツの状況をそれぞれ分析することはできたものの、直ちに比較分析が可能になるほどの統一的視座の構築には至っていない面があり、今後の整理を要する点ではある。

(3) 2016 年度

まず、本年度の検討によって判明した近時の動向について、フランスでは、再犯予防策及び過剰収容対策として、比較的軽微な犯罪に対して、保護観察を独立した刑罰として科す刑事強制や、必要的仮釈放を実現する強制下釈放の制度が創設されたが、未だ十分に活用されていない現状が明らかとなった。この状況は、社会復帰・保護観察官等、同制度の運用を担う人的資源の不足が主たる理由とされている。他方、フランスでは、重大な犯罪を行った者が依然として再犯の危険性を有する場合のために、保安監置制度が設けられているが、保安監置はほとんど実施されず、その後適用件数が1件増えただけで、2008年の制度創設以来数えても5件に過ぎない。

また、ドイツでも、再犯防止策として、さまざまな保安処分が導入されているが、2017年、テロ対策として、テロ監視対象者への電子監視器具の装着が目下検討されているところである。

(4) 総括的検討

以上の検討も踏まえた上で、本研究テーマである、再犯予防策における保安処分の位置づけを検討するならば、刑罰・保安処分の二元主義が採られている国においては、保安処分論に対する理念的批判は、現在ではそれほど強くないように見受けられる。しかしながら、とりわけ、保安監置や移動型電子監視といった、個別の保安処分に対する批判は根強く展開され続けている現状もある。さらには、保安処分を運用するにあたって、ハード面及びソフト面での資源の不十分さが至るところで露呈している点も指摘されうる。

日本への導入可能性については、理念的な問題をひとまず措くにしても、現段階では時期尚早の感が否めないが、保安処分は、各国で、テロ対策としての活用といった新たな局面を迎えつつあり、この動向も注視していく必要がある。いずれにしても、全面的な導入か、逆に完全否定かではなく、対象者類型ごとの導入可能性の検討が不可欠である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

[雑誌論文](計6件)

井上宜裕

「フランスにおける刑事責任と年齢の関係について - LABOUBE 事件判決を素材として -」

法政研究 83 巻 3 号 (2016 年) 295-312 頁
(査読無)

フランス刑事立法研究会誌

(井上宜裕、大貝葵による共訳)

「犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオルドナンス(三・完)」

法政研究 83 巻 1・2 号 (2016 年) 111-123 頁
(査読無)

フランス刑事立法研究会誌

(井上宜裕、大貝葵による共訳)

「犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオルドナンス(二)」

法政研究 82 巻 4 号 (2016 年) 1233-1247 頁
(査読無)

井上宜裕

「フランスにおける保安監置をめぐる近時の動向」

九州法学会会報 2015 (2015 年) 1-3 頁
(査読無)

井上宜裕

「フランスにおける保安監置廃止に向けた近時の動きについて」

法政研究 81 巻 4 号 (2015 年) 547-571 頁
(査読無)

井上宜裕

「フランス・ルチュルミ著『少年刑法：教育的制裁における新たな混同』(外国文献紹介)」

法政研究 81 巻 1・2 号 (2014 年) 17-22 頁
(査読無)

[学会発表](計1件)

井上宜裕

「フランスにおける保安監置をめぐる近時の動向」

九州法学会学術大会個別報告

(2015 年 6 月 27 日)

(於：長崎大学(長崎県・長崎市))

[図書](計1件)

山口直也、高橋有紀、森久智江、丸山雅夫、武内謙治、井上宜裕、前田忠弘、崔鍾植、本庄武

『新時代の比較少年法』(山口直也編)

(2017 年・成文堂) 157-176 頁

(総ページ数 272 頁)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

井上 宜裕 (INOUE TAKAHIRO)

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：70365005